附録

参考史料

上巻の関係史料のうち、とくに重要なものを選んで、参考として掲げる。主な出典は次の通りである。

吉田神社文書(水戸彰考館所蔵写本)略号〔吉〕

吉田薬王院文書(同右同)[薬]

秋田藩家蔵文書(秋田県立秋田図書館所蔵同)[家]

秋田藩採集文書(東京大学史料編纂所所蔵同)[採]

佐竹文書(同右影写本)[佐]

判読の便宜上、本文に句点を付け、人名・年号・文字等についても、適宜傍注を加えた。

欠損の箇所は[]で示した。

文書の体裁・字形は、印刷上の制約から、かならずしも原形に従いえなかった。

各文書の末尾に出典〔略号〕と、本文の参照章節〔数字〕を注記した。

一 寬治四年 堀河天皇宣旨写

官旨

大明神依例奉定視 新羅国海賊 [] 時、被寄貢奉数 度祭会并諸雑舎修理被 []、合祖(租)穀捌百参拾束

正月一日御祭=参斛 歳御祭=弐斛

二月御祭=参斛 三月三日御祭=参斛

四月五日御祭=参斛 五月五日祭=弐斛

六月依那布上祭=弐斛 七月御祭=参斛

八月新物祭=参斛 九月祭=参斛

十一月御祭庁神久羅参斛 黒九(カ)祭=弐斛

飯宮祭=参斛 夕神久祭=参斛

朝祭=参斛 千五百集神祭=弐□(斛)

国主御祭=参斛 坂戸祭=参斛

=神(ママ)御祭**=**弐斛 []

御炊屋=伍斗 []

合理=(修脱力)

- □殿=拾斛飯宮=弐斛御財倉=壱□(斛)
- □ (中力) 門=一石又中門=一石東(カ) 細殿=一石南屋=一石
- □庁祭殿五石掃治=一石御殿御前仁門二本九石 [] 可奉下諸祭=祖 穀

右件神祭穀、貞観十四年新羅国海賊時、所□授(カ)也、仍任先例、[] 奉下之状、如件、

寬治四年[] 大祝大舎人[]

宮司正六位上吉美候 []

(○字面ニ「吉田宮印」(方印、陽文、朱捺)十二顆ヲ踏ス)

[吉] [五の二・三六の二・三]

二 (建久年間)小槻隆職告文

[](前欠力)修理東大寺[](大仏長官正五)位上行左□(大) 史小槻宿禰隆職[]給止者久申久、当社者国司知通(力)□任(力) []年中尔親父摂津守[](政重)申賜官、多年知行乃後、嫡男師 経次男永業等(力)尔伝領、次尔隆職知行乃後、不□申賜弖社務乎惣行 志弖已及廿八年、長寬元年御遷宮以後居諸推移[](力)殊盛之由、 社司等申上之間、任先例[]家志[]下宣旨弖、去四月一日丁酉 []九月八日辛未上棟、国司社家等新奉営弖已尔終其功弖、来十二月十六日己酉所奉遷渡奈利、是以□信心潔斎志弖[]幣五棒、五色幣帛五前、御鏡四面、鈴十口、御桙十柄、銅御器五口、同御盞廿[]、御箸五口、御簾七間、御帳三流、赤地唐錦一枚、繧繝御端畳三枚、獅子狛犬各一頭、[] 乃神宝、御装束、禰宜明衣等乎令調持、□ (馬) 一疋乎牽副弖、使者乎相副弖所発遣奈利、大明神此状乎哀愍納受給弖、広御助[]惠乎施給弖、隆職寿命長遠尔志弖、遙保[]之齢知官福相備和利弖、久考鳧藻之槃弖[]泰平尔、子孫繁昌志弖保長生、久視之等[]職顕官之栄利、今毛今毛弥益尔垂霊威神眷弖、所願如意尔令成熟給遍、兼又天下[]尔境内無為尔志弖、国宰乎始免社司神官等[]面々尔、所求満足志、上下歓娯志弖人民豊[]乎、大明神此状乎平久安久聞食天、常□ (磐)堅磐尔垂冥助給遍止、恐美恐美毛申賜者久止久□ (申)

[吉] [五の二六の二]

- 三 建久六年三月廿日 吉田社領家小槻氏預所三善 某下文
- 下 吉田社領

可令開発荒野壱町、募故右(石)川女子男□(殿)給田事 右件給田早令開発荒野、可令引募之状如件、

建久六年三月廿日

造東大寺次官三善朝臣(花押)

[吉] [六の二]

- 四 建久七年二月十四日 吉田社領家小槻氏預所三 善某下文
- □ (下) 吉田神領内細谷

可任先判令免除田所貞恒名田参町、把稲米□并桑弐 拾本分郷桑事

右件名田并郷桑等、任故大和前司之御下文、早可免除之状如件、 建久七年二月十四日

造東大寺次官三善朝臣(花押)

[吉] [六の二・三]

五 建仁二年閏十月廿九日 吉田社領家小槻氏預所 三善某下文

下吉田社領

可早任先例令勤仕朔幣田事

七月朔幣田弐段袴墓郷

十二月朔幣田弐段常磐郷

右件朔幣田事、任先例可令勤仕也、不可有新儀之状如件、

建仁二年閏十月廿九日 預所(花押)

[吉] [六の二・三]

六 建暦三年四月十五日 官宣旨

左辦官下常陸国

雜事弐簡条

 一、応任先例令国司造営、当国吉田社神殿以下舎□門垣鳥居等事、 右得彼社司等去建暦元年十月三日解状偁、謹□(検)案内、当社者国 内第三之鎮主、霊験無二之明神也、因茲天慶年中依別勅願、寄加封戸 奉増神位、自爾以降名称聞干古今霊異、顕于都鄙、爰神殿破損者為例 所[]、仰吉田那珂両郡所令造営也、而建久造宮之時、国司守旧□ (儀力)支配之処、郡司巧新儀対捍之間、被下宣旨遣官使遂「]既 畢、其後廿廻之星霜之至、数宇之梁棟已傾、早無沙汰 [](者力) 殆失基跡歟、就中一宮鹿嶋社者今年已可有遷宮云云、□(当力)社相 次被勤行者定例也、早任先例仰国司可造営之由、欲 []下宣旨者、 中納言藤原朝臣隆衡宣、奉勅依請□(者力)

一、応遣官使催促、当国那珂東西両郡所課同社御供=籾、兼召上東郡公文慶宣法師身事、

右得同前解状偁、同撿案内、件御供者、四月御祭之備、毎年不闕之勤也、= 籾年別拾斛内五斛者東郡、五斛者西郡、任国符(カ)所勤来也、而東郡公文慶宣法師去建仁元年以後十一箇年之間□(無カ)指由緒平以対捍、計

其積者五十五斛也、仍経訴国司并将軍家之処、慥可究済之由雖有下 知、尚不承引之間、見習其例西郡分

去今両年同以対捍神事違例、職而由斯早賜官使令催促彼両郡、兼又 召上慶宣法師於京都、欲被行官物対

捍□(之カ)罪者、同宣奉勅依請者、

以前条事如件、国宣承知、依宣行之、

建暦三年四月十五日少史大江朝臣(花押)

右少辨藤原朝臣(花押)

[吉] [五の二・三六の二・三]

七 安貞二年十一月日 常陸国酒戸吉沼田地検注帳案 (前欠)

三口 [] []

四口(ゝ) 二反大 口(守)直[]

五> 一反小 口(左)平二案主二

六ゝ 小 守直

七5 一反小 三宝名主

八ゝ 半 四郎細士三郎太 (佃土カ)

九5 一反才半(損) 守直

十口(ゝ) 三百歩 左平二案主次

十一□ (ゝ) 一反半 四郎細主三郎太 (佃土カ)

十二 〉 二反 守直

十三 > 四反六十歩 春宮

十四 5 六十歩 左平二案主次

十五 〉 小 春三

十六 一丁九反 中三郎源次郎宮

十七ゝ 一反==(見消シナリ、下同ジ) 三宝名主

十八 一 反大 守直

十九 > 一反 宮四郎禰宜

廿ゝ 七反大 牧士(土カ)

サーン 一反 春三

廿二 > 一反大 宮四郎禰宜

廿三> 三反三百歩 物四郎禰宜

廿四 > 一反 宮四郎禰宜

廿五 〉 一反 牧士(土力)

廿六 > 一反 中三郎源次郎宮

廿七3 六十歩 同人同人三郎太

廿八 \ 六十歩 一寸宮三宝名主

廿九 」 四反 春三

卅一> 三反才(損) 半垣安春三

卅二> 一反六十歩 宮四郎禰宜

卅四 > 一丁一反 垣安自作

卅五〉 一丁三反== 名主自作

卅六 > 一反小 左平二案主二

二里八丁九反半

一坪 七反大 検校宮権太

三> 一丁大 四郎別当教乗房

「八月六日」

四 2 一 反六十歩 守直

五〉 小 藤平

六> 小 名主嶋 検校宮

七5 二反大 同人名主同人

八 5 一 反 守直

九 > 三反小 垣安禰宜

十 一 反半 同 人藤 五郎

十一ゝ 三反大 二郎細士 (佃カ)

十二ゝ 四反半 四郎細士(佃カ)三郎太

十三 > 一反半 春三

十四 > 六十歩 春宮

十五3 小 牧士

十七 > 一反半 二郎細士

十八 > 二反 春宮

十九5 一反六十歩 二郎細士

廿5 一反 垣安 教乗房

廿一、 一反六十歩 二郎細士

サニゝ 一反半 守直

廿三、 二反 春宮

廿四 5 六十歩 二郎細士

廿五> 二反小 名主嶋検校宮

廿六 四反大 = 二郎細士

廿七3 一反 垣安教乗坊

廿八 > 三反六十歩 春宮

卅 5 二反 牧士

卅一ゝ 二反 守直

卅二> 一反小 垣安藤五郎

卅三> 三反半 押領使名主

卅四 > 三反 彦太清様

卅五〉 半 二郎細士

卅六 二反半 四郎細士 三郎太

三里七丁七反三百歩

一坪 二反大 春三

二 」 四反才(損)一反 垣安二郎細士

三> 半 押領使 名主

四5 一反三百歩 瑟琶入道 中二郎

五> 一反小才(損)半 彦太清様

六> 三反半 垣安 二郎細士

七> 三反六十歩 春三

九 > 三反大 四郎細士 三郎太

十> 二反半 春三

十一 ン 大 同人

十二 > 六十歩 近藤

十三 > 一反小 源二郎宮 中三郎

十四 > 大= 守直

斤(新)十五3 小 左平二案主次

十六 2 二反半 名主

斤十七3 半 垣安彦宗藤五郎

十八 > 大 四郎細士 三郎太

十九 一反大 守直

斤廿ゝ 一反== 藤平 ハキノフリ

斤廿一> 一反 嶋三郎

斤廿二、 大 名主□□郎

斤廿三、 半 中三郎 教乗坊

斤廿四 > 小 守直

斤廿五ゝ 六十歩 名主 権三郎

斤廿六 一反三百歩 名主 藤五

廿七 〉 大 中三郎

廿八 一 一 反 大 近 藤

本廿九 二反 藤平

斤卅 > 二反 中三郎 垣安

斤卅一> 一反六十歩 権三郎

卅二 > 一反 名主検校宮

卅三 〉 大 中三郎

卅四 > 大同人

并田二十一丁三反

右酒戸吉沼田検注地文段丁注進如件

安貞二年十一月 日 地頭代在判

社田所権祝大舎人在判

検注御使紀在判

[吉] [四の二六の二・三]

八 寬喜元年七月日 吉田社領家小槻某下文

下 吉田社

可慥令催進、伊勢內宮役夫工米未済事

右如官行事所配符者、当社領田百五十町六段半也、而当時田数不満 其数歟、其上(力)地頭給田分対捍之間、已有七石余之未済本郷三石七 斗宇木、常磐、袴墓三石三斗於有田数余剰者、強不可及沙汰多以不足之 処、除彼給田之条、甚不可然、慥不論彼給田可令催進也、若猶致対捍 者、相副神部下遣別使、可令相催之状如件、

寛喜元年七月 日

主殿頭小槻宿禰(花押)

[吉] [六の一・三]

九 寬喜元年七月九日 吉田社領家小槻氏預所沙弥某下文

下 吉田社本郷

可早任先例致沙汰犯過人事

右犯人過=事、領家御分、地頭分、田所定使分、相分三分、子細見壬生 殿下知状、近年一切無其沙汰之条、尤以不審也、於自今已後者、任先 例、犯過人出来之時者、各地頭相共可致田所成恒沙汰之状、下知如件、

寛喜元年七月九日 預所沙弥(花押)

[吉] [六の一・三]

-O 寬喜元年七月日 吉田社領家小槻某下文

下 吉田社

仰下雑事参固(簡)条

- 一、可自今以後慥令糺断、甲乙輩称蒙下知暗致非論事右大小之事、遼遠之間、暗以詞非可下知何就構申、可令承知哉、而近年云社内住人云京下定使、或乍带其状不令披見、或雖無其状以詞構申、任自由致横論之時、不糺其虚実、暗就彼謀計遵行之間、社内之濫吹只在于斯事、自今以後不披見其状文之外、縦雖称領家下知、又雖号預所成敗、不可承引、慥尋出証文、宜令糺行、若猶雖一旦令遵行者、可為沙汰人之過怠也、
- 一、可任度度下知停止、社内犯過人為地頭一人進止事右犯人過=者、三分之內一分領家、一分地頭、一分田所定使、可令相分之由、度=下知已畢、而猶地頭一人進止之、或乍行過=不令相分、或容隱所犯自由放免、適雖令露顕、妄称無其科云云、所行之趣可謂自由、慥任度=下知、停止彼自由、可令致相分之沙汰、
- 一、可地頭定使相共致沙汰、百姓逃亡跡事右逃亡人跡者、須招居他人令農治也、而云地頭云定使不致其沙汰、於能田者互致相論、至于薄者依田令棄置、神領荒廃職而斯由、自今以後不謂能田薄地、一向請負其跡、至于在家役、不可懈怠之由、於請申者、地頭定使互不可相論、所詮各存公益、可致農治沙汰也、

以前参箇条、下知如件、

寛喜元年七月 日

主殿頭小槻宿禰 (花押)

[吉] [六の一・二]

-- 寬元二年三月日 吉田社領小槻淳方下文

下 常陸国吉田社

可早任先例致沙汰、神領内犯過人事

右諸国庄園之習、犯過人出来之時、於過 = □(者力)領家方二分、地頭方一分、相分可致沙汰之由、関東御式条新補率法顕然也、就中、当社領内先例之配分、領家一分、地頭一分、田所定使等[](マヽ)一分、相分致沙汰畢支配之儀、御式条無相違[]、而近年地頭一向令張行、領家方不相交云云、事実者太以無其謂、於自今以後者、且守関東御式条、且任先下知状、可致沙汰之状、所仰如件、社宜承知、依件行之、故下

寬元二年三月 日

主殿頭小槻宿禰(花押)

[吉] [六の一]

一二 嘉元四年九月十日 吉田社大舎人成恒譲状 吉田社権祝兼田所大舎人成恒判

譲渡 常陸国古田社権祝名田畠在家信太尻村事

重□(恒)領分内

合

信太尻村田畠在家

浜田動郷(カ)六段渋江五段

酒戸三段西狭間二段

三郎次郎内付一反大嶋廻四反

地頭押領分宮後五段

并大禰宜職給田次第証文等

右件田畠在家者、重恒重代相伝私領也、仍讓子息孫□郎久恒畢、但付権 祝田地者、正月十五日粥御神 [](事力)勤仕之、於信太尻村者、毎 年毎月十五日国司御祭可勤之、兼又久恒上洛之時、於少分草平(カ)等者可訪之、[] 雑公(カ)事全不可有其煩、仍為後日譲状如件、

嘉元四年大才丙午九月十日

吉田社大舎人重恒判

[吉] [六の二・三]

一三 建長三年十一月二日 平忠幹注進状 (前欠カ)

壱所大==百姓神官小禰宜田壱町一反三百歩内祭田二反神官給三反定 田六反三百歩

壱所大==百姓小太郎入道地頭代官也田壱丁八反内七反号新田定田壱 町一反

壱所大==百姓又次郎跡定田八反

壱所大==百姓京藤太定田八反

壱所大==百姓藤三田壱町三反大内井=一反定田壱町二反大

壱所小==百姓藤七跡藤三同内也田加本在家歟

壱所小==地頭代官小太郎入道知行自本無家

已上四郎政幹押領分也在家九宇内七宇有家二宇無家田七丁八反半内 祭田五反定田

此外手作内田壱町、故望幹依有要用敷、売与件田於修==挙房、云=、 而彼法師依殺害之罪科、被召籠守護所、被行罪科畢、件田如当時者無 主、縦雖令親父売買、為(尫)=弱之跡、返与本、直欲全御公事之処、 於罪過之跡、無主可然者、賜彼田欲致弥忠節之功者也、已上廿二丁四 反半惣田数者、

右依被仰下、雖不見田文、大略任眼前之趣、注進言上如件、「但本(帳) 張依有政幹之許、苦有不審歟」 建長三年十一月二日 平忠幹

[吉] [六の二・三]

一四弘安八年六月日吉田社領家小槻某袖判下文 左大史紀(花押)

下 吉田社領住人等

可早任先例不日進済、造伊勢二所太神宮役夫工米事副下 内宮配符并先度下文、造宮所下知状等案 外宮配符案、

右件米者、朝家無雙厳重異他之子細、載先度下文畢、如配符者、田数佰 五拾丁六反半、内宮分米弐拾壱斛玖斗壱合、段別壱升肆合定、外宮分米 拾捌石柒升捌合、段別壱升弐合定、云=、是八箇郷分也、其内於吉田、 山本、河崎三箇郷分者、任先例不日可令京済之状、所仰如件

弘安八年六月 日

大仏判官安倍(花押)

[吉] [六の一・三]

一五 弘安九年閏十二月八日 某袖判行宝奉書 常陸国吉田社神官行事大舎人長経申、当社造宮延引并神役(花押)神物 等無沙汰之由事、重訴状如此、早任先例可致沙汰之由所仰也、仍執達如 件

弘安九年閏十二月八日 沙弥行宝奉 恒富四ヶ郷吉田給主等中

[吉] [六の二]

一六 嘉曆弐年六月廿九日 吉田社領家小槻某袖判 奉書

(花押)

当国吉田社領并箕河村半分預所職事、教有并代官大進房承秀、及右衛門次郎泰広兄弟等、或構城墎、或抑留年貢候間、被改易彼職、以祐真被補任了、存其旨郷墎地頭等年貢沙汰之時者、任例雑掌田所相共加判形、可被徵納之、且此趣被仰含雑掌候了、此上者致沙汰、年貢等不存知之由、令遁申之時者、早速可被行罪科由、依仰執達如件、

嘉暦弐年六月廿九日 左衛門尉親重奉

[吉] [六の二]

一七 建武元年十月十日 紀某・沙弥某連署奉書

吉田宮大祝大舎人家恒代円教申、被語阿佐孫三郎久恒、押寄家恒在所 見河村、被放火大袋苅田、令押領吉田屋敷由事、為有其沙汰、来廿日内 談以前可被具参交名人弥次郎五郎次郎等、若令違期者、任御事書之旨、 為有沙汰遣使者候也、仍執達如件

建武元年十月十日 沙弥(花押)

紀(花押)

古田宮権祝弥七殿

[吉] [六の二]

一八 (年月日未詳) 吉田社神事次第

付

吉田御祭之次第之事 每月田所

正月一日「吉田郷役」同七日「従坂戸之役」同八日同十四日「従浮之郷」

二月一日「従川崎之郷役」

三月三日草餅鳥梟神事「従卅三郷役」田所「付小役人長」

四月五日膝差御祭「従恒富七ヶ郷役」「従同」塩崎「大禰宜分納之」 五月五日御田神事「吉田従寺家、八乙女一人、浮之郷、百姓早乙女一 人、従常葉郷一人、従酒戸一人、吉沼郷八乙女一人、合五人」田所 六月六日氷神事「従中東西役也 同吉田払沢村同夏越払 従笠間郡 徳蔵赤沢」

七月見浦御神事「従袴塚郷役」同七日御祭「従吉田郷役」大祝八月子日御神事「浮郷 吉田従千波役」田所

九月九日「従箕川郷役」同十五日嘉例神事「従大戸郷役」同十九日月 日御祭「神生分役」大祝

十月十日収納神事 (マトヰ)「従山本郷役」

毎年十二ヶ度御祭事 社家役人可申付事

- 一、十一月捧幣御神事「吉田郷田地宮下」御神前「長大御神前夫」付 散飯宮
 - 一、十一月午日御神事御祭、税所分付押手「吉田郷田地在所藤柄」
 - 一、十一月未日御神事御祭、付笠原 大禰宜「塩崎郷田地在所中内」
 - 一、十一月申日御神事御祭、笛大夫付電宮「浮郷田地在所浜田」
- 一、十一月酉日御神事御祭、納豆大夫付**=**(稲)荷宮「吉田郷田地在 所月能井」
- 一、十一月戌日御神事御祭、大税大夫付飯宮「山本郷田地在所浜田北」
- 一、十一月亥日御神事御祭、衆生禰宜付国見社「吉田郷田地在所露」 「従嘉吉年中以来、彼役人怠占(点)之間、彼岸分屋敷共二吉田寺家江 付如此、彼役人立候者、向後可違(カ)返致事」
- 一、十一月子日御神事御祭、筒柄大夫付甲歳宮「山本郷田地所在橋本」
- 一、十一月丑日御神事御祭、賀良大夫付坂戸宮「坂戸郷田地在所太子堂下」
 - … (花押) … (花押) … (花押) … (紙継目)

- 一、十一月刁(寅)日御神事御祭、高禰宜付水戸宮「浮郷田地所在氏熊堂下」
- 一、十一月卯日御神事御祭、小禰宜付千五百余所宮「山本郷田地在所氏熊下」

「従嘉吉年中、彼大夫怠点之万(間カ)神先江付、飯宮別当同役人立侯者、可違返致事」

- 一、十一月辰日御神事御祭、払税大夫付八竜神宮「吉田郷田地在所越沢」
 - 一七郷八ヶ郷御節会御事 田所
- 一、十二月初午之御神事、七社宮上之御神事「是ハ節衣神生分納所 役」
 - 一、每年十二月日 = 御供之事、大税大夫「箕河郷田地」
 - 一、毎年毎月之伝供之役人従塩崎「大禰宜致之」
- 一、国ケ(「香」) 江社人十六人付一宮ケ田所ニ社人十六人付「大戸四ケ村抱分」
 - 一、税所社人三十六人「此内舞人役事者税所二付」

(三行分空白)

… (花押) … (花押) … (紙継目) 毎年大御神事吉田宮

一、東宮之御神事

四月五日、従恒富七郷膝着、同廿九日流鏑馬 下居吉沼田銭

- 一、左大臣御祭之事
 - 二月十八日、従中西郷役同中東
- 一、右大臣御祭之事

三月廿七日、従恒富七ヶ郷役

- 一、毛懸初午御神事 五月三日、従鹿嶋郡役
- 一、御素木之払御神事六月晦日、吉田郷之内従払沢村
- 一、風流御神事七月十六日、従吉田九ヶ村役
- 一、漁之御神事 八月九日、吉田郷従千波之村
- 一、賴朝之御神事 九月廿九日、流鏑馬、従坂戸下居両郷役 … (花押) … (花押) … (紙継目)
- 一射手之事者、支度以吉田郷犬射大夫之事

(三行分空白)

右背此旨、致怠点候者、可及言上事

- 一、四至傍示之事、背此目録、相論不可致事
- 一、常如在不致郡司庄司詞可申事

(二行分空白)

一、彼目録八ヶ郷四巻注為向後置之、田所

[吉] [六の三]

一九 (安貞・仁治年間) 吉田郷等検注目録 「税所南殿方よりの注文あん」

領家雑掌所進

安貞二戊子田撿注百姓名幷目録事

吉田郷分 田二十九丁大内除田十六丁七反此内神田四丁七反寺田丁加定人給四十二丁

定収納田十二丁三反大

西石河幷三丁二反但一丁別五東代本田ニハ一丁六反

酒戸郷分 田十六丁九段内除三丁七反定収納田十二丁三反才二丁一反 六十歩

河崎郷分 田十丁三段三百歩除二丁六段定収納田七丁六反三百歩

細田村分 田五丁一反小内除田八段定収納田四丁三反小

吉沼郷分 田十二丁六反内除六反定収納田十二丁才三反小

山本郷分 田十四丁二反大内除三丁一反定収納田十一丁一反大

仁治帳

常葉郷分 定収納田十二丁一反六十歩

袴塚郷分 田十四丁四反三百歩除二丁半神田

佐渡村 作田八丁七反

神生村 作田六段

宇喜郷分 田二十五丁九反大内除九丁七反小人給田神田 定収納田十五丁一反小

二反三百歩 垣丸

右一段二別籾一斗九升五合頴銭百十五文

此内籾一斗銭百文ハ 上御物

籾九升五合銭十五文ハ 政所田所二人ノ給分

惣合一反別ニ三百文ニなさる

右大略注文如件

「応永十二年十月八日書了」

[薬] [六の三]

二〇 曆応三年十一月日 恒富村公田注文

恒富村々公田事

合

大羽 公田十七町一反十五歩

栗崎 公田七町五段三百歩

塩崎 公田六町四段捌拾歩

六反田 公田四町

石河 公田四町

森戸 公田二町汲反大

遠厩 公田一段

大串 公田八町

矢田 公田壱町一段

入野 公田四町四段

右注之状如件

曆応三季十一月晦日

以上公田五十五町七段三十五歩

〔薬〕〔六の三〕

二一 康永三年七月日 塩崎田数并得分物注文 塩崎田数并得分物注文事

一町三段又しんてん二反銭百八文 中内

銭五貫八百五十文

岡役銭二百文

御作田籾三石代銭四貫九百四十八文

合十二貫

八段又しん田一反在之小五百 覚仏

銭三貫六百文

岡役銭三百文

御作田籾二石代銭三貫三百十四文 合七貫七百文

三段 孫四郎

銭一貫三百五十文

岡役銭二百文

御作田籾四斗三升三合代銭七百十二文 合二貫二百六十二文

一段半 道西

銭七百文

岡役銭二百文

御作田籾三斗三升三合代銭五百四十八文 合一貫四百四十八文

一段又新田反銭五百文 法実

銭七百五十文

岡役銭百文

御作田籾三斗五升三合代銭五百四十八文 合一貫九百八文

七段半 竹田内

銭三貫三百七十五文

岡役銭三百文

御作田籾五斗代銭八百十六文 合四貫四百九十一文

一町八段 ちや兵衛尉

銭九貫文

岡役銭三百六十文

御作田籾二石代銭三貫三百五十四文

合十二貫六百六十文

一町 右衛門入道

銭五貫文

岡役銭二百七十文

御作田籾二石代銭三貫三百文

合七貫五百七十文

三段小 孫二郎

銭一貫五百六十二文

岡役銭四百二十文

又新田一段銭五百文

合二貫四百八十二文

四段 西法

銭一貫八百文

岡役銭二百五十文

合二貫五十文

三段 嶋内

銭一貫三百五十文

岡役銭五十文

合一貫四百文

六段 左衛入道 (門脱カ)

銭一貫九百五十文

岡役銭百文

合二貫五十文

二段 弥二郎

銭九百文

岡役銭百五十文

合一貫五十文

七段 性願

銭三貫百五十文

岡役銭百五十文

合三貫三百文

三段又新田二反銭一貫文 武藤次

銭一貫二百文

岡役銭百五十□

合一貫三百[]

二段新田銭八百文 ちや兵衛尉

以上田数九町三段長不作除其定

代銭六十一貫九百十四文此内五貫六百六十四文宮方除定

定得分銭五十六貫六百四十文

此外新田未及撿注

康永三季七月 日

〔薬〕〔六の三〕

- 二二 (年月日未詳) 恒富郷石河村田数并得分物注文恒富郷石河村 田数并得分物注文事
 - 一町四段 作人源三郎

銭七貫七百文

岡役銭五貫五十文

御作田二段籾二石三斗代銭三貫七百十五文

合十二貫文

八段 作人得明房

銭四貫四百文

岡役銭七百文

御作田一段小籾一石五斗三升五合代銭貫四百四十八文 (合計なし)

八段 弥三郎入道

銭四貫四百文

岡役銭八百文

御作田一段小籾

一石五斗三升五合代銭二貫四百四十一文 合七貫七百四十八文

四段 覚明房

銭二貫二百文

岡役銭二百文

御作田一段籾一石一斗五升代銭一貫八百七十八文 合四貫二百七十八文

八段 円智房

銭四貫四百文

岡役銭六百文

御作田二段小籾

二石六斗八升五合代銭四貫五百六十三文 合九貫五百六十三文

六段 弥二郎

銭三貫三百文

岡役銭四百文

御作田一段籾一石一斗五升代銭一貫八百七十八文

合五貫五百七十八文

四段 乗心房跡

銭二貫二百文

岡役銭三百五十文

御田作一段籾一石一斗五升代銭一貫八百七十八文 合四貫四百三十九文

五段 さし合しん三郎又三郎

銭二貫七百五十文

岡役銭一貫百文

合三貫八百五十文

一町二段 唯舜房

銭六貫六百文

岡役銭六百文

御作田二段二籾石三斗代銭三貫七百四十八文 合十貫九百四十八文

六段 二郎太郎入道

銭三貫三百文

岡役銭五百七十文

御作田一段籾一石一斗五升代銭一貫八百七十八文 合五貫七百四十八文

三段小 三郎大郎

銭一貫八百三十二文

岡役銭四百文

御作田一段籾一石一斗升 (ママ) 代銭一貫八百七十八文 合四貫百十文

一段 大塚給分 さく人しん三郎

銭五百五十文

一段 新兵衛尉給分 さく人きう四郎 岡役百五十文 合七百文

- 一段 銭五百五十文 六郎
- 一段 銭五百五十文 唯舜
- 二段 銭一貫百文 新二郎
- 二段 銭一貫二百文 兵衛四郎

岡一内銭三百文

□こめ一内銭三百文 六郎入道 又御作田四段 代銭二貫二百文 以上田数十二町四段 得分銭八十三貫百十七文

〔薬〕〔六の三〕

二三 康永四年三月 日 恒富大葉郷目録 恒富大葉郷日録事

合

- 一、唯一房内 公田七反三百分
- 一、念仏房内 公田三反大
- 一、教性房内 公田八反半
- 一、新光房内 公田三反
- 一、こむき内 公田八反
- 一、かしやは内 公田四反小
- 一、郡氏内 同 五反
- 一、かふつ内 同 四反

- 一、荒太郎入道内 同 五反
- 一、はんたう内 同 七反
- 一、このかみ入道 同 三反大
- 一、むこ内 同 四反
- 一、平次郎内 同 九反半
- 一、伊賀内 同 五反半
- 一、三郎太郎内 同 四反小
- 一、源平太郎内 同 六反半
- 一、さうち房内 同 二反
- 一、三郎次郎内 同 五反半
- 一、又太郎内 同 六反半
- 一、源平太郎内 同 八反
- 一、平五太郎内 同 八反
- 一、三ねこ内 同 六反
- 一、なはな内 同 四反
- 一、かち内 同 三反
- 一、かんちやう内 同 三反
- 一、ちうさう内 同 六反
- 一、すき内 同 三反 以上合公田十四町七反小 これよりハひらき候田也
- 一、元堂うち 二町八反
- 一、大しやう内 一町三反
- 一、つねミのあと 一町
- 一、森土のあと 八反
- 一、なり田二郎三郎内村田 二反

- 一、いのはし 一町六反
- 一、成田三郎入道 五反
- 一、六郎太郎入道 六反
- 一、こしあて内 一町二反
- 一、次郎太郎入道 九反
- 一、成田六郎入道 一町四反
- 一、小四郎内 一町二反
- 一、かはた入道 一町
- 一、孫二郎したしりのうき免 三反二反合五反
- 一、いのゝ五郎入道 二丁二反
- 一、ちや兵衛あと 一丁四反
- 一、かはた三郎 八反
- 一、七郎太郎入道 八反
- 一、いのはしの田 五反
- 一、藤内うち 六反五反合一丁一反

神田新きしん事

- 一、成田右衛門入道一丁二反 惣社領
- 一、平内三郎弓細工内一町四反 吉田神宮寺きしん
- 一、上(よ)こすか一反一、ひ五郎一反一、さんかいふなと田一反
- 一、にいつゝミこふち田二反 合五反かなさきの田
- 一、さ(五)うち房うき免一反 すわへきしん
- 一、四郎二郎うき免一反 一、教さうかうき免一反 合二反三郎大神きしん
- 一、山さきし水村一反御あらい藤さわの地蔵へきしん以上合四町、はしめて神講田によする
- 一、本よりの神田事

- 一、ほこの大明神 一町三反
- 一、八幡 一反
- 一、すわの大明神 三反
- 一、三郎天神 一反
- 一、薬師堂 一町
- 一、別所堂 一丁
 - 一、新御堂 五反
 - 一、六治堂 五反
 - 一、身あらいの地蔵堂 三反以上、合五町一反自本之神講田也右目録如件、

康永四年三月 日

- 「一、うき免の田之事
 - 一、天神前 三反
 - 一、したしりの平六作 一反
 - 一、そり町 一反
 - 一、平次三郎うき免 一反」

〔薬〕〔六の三〕

二四 貞和五年三月十二日鷹司家 師平御教書

吉田神宮寺修理料田事、以山本郷武熊村内一分地頭帥僧都成珎跡公田 六段所有御寄進也、且□修造沙汰、且可抽御祈禱忠之由、可令下知給之 旨、

鷹司前関白 (師平) 殿御気色所候也、依執達如件、

貞和五年三月十二日前安房守奉

謹上春宮少進殿

[薬] [六の三]

二五 観応三年十月卅日 田所政恒寄進状

常陸国吉田郡吉田神宮寺寄進はたけ一所事、

合はたけ一所者

右はたけハ、同国同郡内吉田のかうのうちに、はたけ一所、大祝政恒か 重代相伝地たる間、永代神宮寺へ寄進申所也、仍天長地久御きたうあ るへし、仍為後日寄進状如件、

観応三年大才ミつのへたつ 十月卅日 吉田社大祝大舎人政恒(花押)

〔薬〕〔六の三〕

二六 文和弐年卯月十一日 田所政恒·大禰宣恒成 連署寄進状

常陸国吉田郡吉田神宮寺寄進はまたの田の事

合田参段者

右件田のつほハ同国同郡内吉田かううちに田参段、彼田ハ大禰宜恒成 か重代相伝地たる間、永代神宮寺へ寄進申所也、仍天長地久の御きた うあるへく候、仍為後日、寄進状如件、

文和弐年卯月十一日

吉田社大禰宜大舎人恒成(花押)

田所大祝政恒(花押)

〔薬〕〔六の三〕

二七 応安元年六月七日山本幹春他四名連署和与状

常陸国吉田郡山本郷之内武熊村就御公事、吉田別当帥阿闍梨康珎与山本但馬四郎幹春雖相論、一族依有御口入以和与之儀、武熊村寺家分成珎跡之御公事用途、毎年壱貫五百文可致沙汰之由侯之間、至于向後申

定候者也、此上者末代不可有異儀候、但為向後口人之人々被加判候者也、仍和与状如件、

応安元戌申年六月七日 平幹春(花押)

沙弥法実(花押)

沙弥成阿(花押)

沙弥貞阿(花押)

沙弥法本(花押)

[薬] [六の三]

二八 (応永廿五年九月十二日) 武熊村岡田の年貢日記

「応永廿五年つちのへいぬ九月十二日書候了」

たけくまの岡田の年貢之日記

岡一貫

大坂孫五郎かひかへまゑ

かうしうかまゑのつゝみそい 一反 六百五十

同ならひ 二反 一貫三百

とをはま田 三反 六百なり 一貫八百

中はま田まつの下 二反 一貫二百

吉沼さかいくつきさき 一反 四百

大たきれ 一反 五百

たての下 一反 五百作人又次郎

つく田まちおき小町一 二百

さか戸のおき大たきれ二小町一 四百

大たきれ 一反 あれ小

合六貫九百五十 此内か(外)一貫 岡(荒カ)

[薬] 「六の三]

二九 (年月日未詳) 武熊村田数注文 武熊之村田数之注文 別当分

- 三反 ゑの木の下 別当知行
- 一反 はぬきまち 同 知行
- 三反 まち田 同 知行
- 一反 さかと下 長不作 同
- 二反 松の木下 同 知行
- 一反 きやうつか下 同 知行
- 一反 大田きれ 同 知行
- 六反 あら田 供僧知行
- 一反 大田きれ せうし
- 一反 水戸はし 円通寺 香丸分
- 五反 ゑの木の下 香丸知行
- 二反 はぬきまち 同 知行
- 二反 さかと下 同 知行
- 二反 そりまち 同 知行
- 三反 はまた 同 知行
- 二反 しほへさかい 同 知行
- 二反 はやとし前 同 知行
- 一反 とうの口 同 知行
- 二反 大田きれ 同 知行
- 一反 きおろしたいたう 同 知行
- 一反 見へそへ 同 知行
- 二反 かと田いまは畠なり 山本東殿

一反 道意か家めくり 不知行

[薬] [六の三]

三〇 (年月日未詳) 武熊村田在家目録

「たけくまのもくろく」

寺領竹熊之村田在家之事

- 一丁七反 かうし内
- 一丁二反 太郎八郎

六反 供僧分

- 一反大 水戸はしのわき 円通寺知行
- 一反 せう仕 在家者 神
- 一けん かうし内
- 二反 七郎のたかへまい
- 二反 なかふさく 大田きれ
- 五反 かとたいまハはだけになる かとた
- 一けん 太郎四郎
- 一けん いや五郎
- 一けん 八郎四郎
- 一けん たゝかき内

右目録の面、薬師十二神も御はつ候へ、いつわりなく候、

[薬] [六の三]

吉田郷十二[](丁三反大)一貫四百四十八十二文 酒戸十六丁九段二貫九百五十十文 河崎 [](十丁)三段 [](三百)歩一貫二百三十六十六文 細谷五丁一段小内六百十二文三十文

吉沼 [](十二) 丁 [](六反) 一貫五百十二文五十七文 山本十四丁二段大一貫五百五文五十六文

とき [](は)(十)二丁 [](一反)六十歩一貫四百五十二文九十 人文

十四丁四段三口歩惣郷田数百三十二丁歟

はかまつ [](か)(十四丁四反三百歩)一貫口百三十一文八十二文 うきの [](かう)(十五丁一反小)三貫百十八文二百十八文 五十五畠六十二文勲

[薬] [六の三]

小四郎 二貫四百

孫七口 一貫六百

五郎三郎 一貫六百

十郎四郎 一貫二百三十 四反

法円後家 五貫

平七 一貫五百

寂心内小いつミ 二反 五百 林戸孫太郎

正阿ミ 一反 三百

孫四郎 三百

次郎さへもんとの 五貫 一丁ふん

神田 一反 三百 見ゑはらい 一反 八百

かねつき田一反 三百 三郎太郎 一反 五百

きとう田郎一反 五百 已上年貢廿一貫九百三 []

[薬] [六の三]

三三 (年月日未詳) 森戸村·入野村注文 森戸村注文

こうかき内一丁四百なり 年貢四貫 佃二反二貫一貫なり おかむら内一丁四百なり 四貫 佃二反二貫 あらきの内一丁四百なり 四貫 佃二反二貫 中内内 一丁四百なり 四貫 佃二反二貫 ひはり内 一丁四百なり 四貫 佃二反二貫 まん所内 八反五百なり 四貫合佃一町 きうふんはやと入道内七反五百なり 三貫五百 くほの内 五反五百なり 二貫五百 已上四十貫文勲

入野村注文

しやうかい内 一丁四反 五百なり 七貫 まこ七内 七反 五百なり 三貫五百 五郎太郎内 八反 五百なり 四貫 ちしやう内 一丁六反 五百なり 七貫 ゆいせん内 一丁四反 五百なり 七貫 孫三郎内 一丁 五百なり 五貫 ゐき四郎内 九反 五百なり 五貫 四郎太郎内 一丁 五百なり 五貫 せんし内 一丁二反 五百なり 六貫 平二郎内 九反 五百 平三郎内 一丁一反 五貫 孫次郎内 六反半 三貫 孫太郎内 六反 年貢あし五百なり三貫 きう分の中に三丁七反 此内四反たう田十六貫五百 神田一丁二反 已上八十二貫五百 神講田のそく

[薬] [六の三]

三四 (年月日未詳) 六段田村年貢幷田数目録六段田村年貢幷田数目録事中内 田一町二段半 年貢五貫四百五十嶋内 田一町二反 年貢六貫二百文

小三郎内 田一丁三反 年貢五貫三百五十二

藤次三郎内 田一町二反 年貢五貫百四十二

次三郎内 田一丁三反 年貢四貫九百五十一

□内 田八 [] 年貢三貫四百八十一

窪内 田一町四反 年貢五貫七百四十三

新山内 田一丁[] 年貢五貫八百文

木戸内 田一町三反 年貢五貫六百七十文

藤太内 田一丁 年貢五貫文

大輔内 田一町 年貢五貫文

[薬] [六の三]

三五 延応元年三月四日 関東下知状 可令早常陸国吉田神宮寺別当栄智領知当寺領 同国恒富郷内真美穴林村事、

右任石河六郎高幹建保六年正月八日寄進状、可令領掌之状、依仰下 知如件、 延応元年三月四日

前武蔵守平朝臣(北条泰時)(花押)修理権大夫平朝臣(北条時房)(花押)

[薬] [六の一・三]

三六 大永七年六月廿三日 江戸通泰掟

猶々令申候、急度指図被相定、重而子細可蒙仰候、自今已後之儀可被相任候、通泰於子々孫々此条違背不可申候よし存迄に候、

就薬師堂御再興、御懇切之尊書先以目出畏入奉存候、然者、今般改而万 疋之地寄進可申之由、先日已来両三度申宣候処、頻御辞退之上、菟も角 も任尊意候、此上御所望之儀候哉、奉得其意候、通義被申定候条々之 事、

- 一、寺家之内竹木一本一枝も不可切事
- 一、寺家之内下人男女共誰も不可召仕事重而通泰申定候事
- 一、寺家之中伝馬飛脚借不可申之事
- 一、堀壁之普請等之用所不可申之事
- 一、御堂之事、竪七間仁可被相定候、向後之再興上葺之儀、大途思召侯 哉、無御余儀候、雖然我々名代致相続候ハん者、争可奉存別心候哉、 拙子仁可被相任候、為後日如斯候条、御同意所仰候、恐々敬白、

「大永七年」

丁亥六月廿三日 但馬守通泰(花押) 吉田寺別当尊答

〔薬〕〔十の三〕

三七 天文廿四年七月十六日 後奈良天皇綸旨案 近年東寺之門人素絹之衣着用之事、法中之威儀不可自他混乱之処、背 本寺之法度令犯用他門之衣躰、依新儀之張行及諍論之段、無其謂之由、及山門訴申趣被聞食訖、所詮堅守旧貫可致其働旨、遍相触天台門徒、弥可奉祈国家安全之由、天気之所候也、仍状如件、

天文廿四年七月十六日 右中弁在判 常州不動院

[薬][十の三]

三八 永禄三年極月九日 薬王院御堂大光柱簿日記「御堂之大光之柱薄之日記 法印尊忠」 御堂之大光之柱四本薄之日記

- 一、代物 十六貫三百 薄之数都合二千六百八十枚
- 一、漆 二はい
- 一、朱 一畳
- 一、綿 十五枚
- 一、大前 卅帖
- 一、炭之代 百
- 一、白布 五尺
- 一、穀 二俵

永禄三年庚申極月九日 大旦那但馬守忠通 御奉行枝川兵庫助

当寺主前別当法印尊忠

〔薬〕〔十の三〕

三九 (年未詳) 七月三日 青蓮院宮書状

「従青蓮院殿

江戸薬王院江」

此旨、天台門徒中内々可申伝事肝要候也、

就今度天台宗与真言宗絹衣相論之儀、使僧中道院相(差)上候、則其理 禁裏へ申入候処、去年七月彼真言宗申出

編旨者、奏聞相違之子細候、絹衣着用之段者、更無勅許候、掠申候条為曲事次第之由、既被及御沙汰候、棄破之可被成下綸旨之由候、然処信長為御公事法度被相定奉行五人候間、重而可被歷沙汰之旨、以先無別儀之旨(趣)為意得染筆候也、

七月三日 (花押)

〔薬〕〔十の三〕

四〇 (天正四年) 九月十八日 三宝院書状案

九月十八日 三宝院殿御判

江戸但馬守とのへ

「天正四年丙子十月十五日、吉田山別当房内供奉尊仁申請候而令持参 候而、達理運之御書状也」

〔薬〕〔十の三〕

四一 長禄四年四月二十八日将軍足利義政御内書案

就関東事、去年出陣国之旨、被聞食訖、誠以神妙、其方時宜依計略、(佐竹)実定達本意歟、弥被憑思召上者、一段可励戦功侯、委曲尚勝(細川)元可申下僕也、

(長禄四年四月二十八日) (足利義政)

月 日 御判

江戸但馬入道 (通房) とのへ

[足利家御内書案] [八の一]

- 四二 永正七年十二月二日佐竹義舜起請文
- 一、於当方江戸刷之事、自今以後可為一家同位事
- 一、対面之上庭之礼、書状之認様、末世末代義舜至于子々孫々迄、可為 一家同位事
- 一、自今以後、対但馬守子々孫々、至干義舜子々孫々迄、一点不可存余 儀候事

永正七年庚午十二月二日 (佐竹)義舜(血判)(花押) 江戸但馬入道(通雅)殿 同 彦五郎(通泰)殿

○右熊野牛王一枚ノ裏ニ書之、

〔採〕〔八の二〕

四三 永正七年十二月二日 佐竹義舜起請文

- 一、人返之事、江戸譜代之者、至名代土民百姓迄、可帰之由申付、不用 候者、始当所、於義舜直々成敗之地、至于子々孫々不可許容事、猶以 致追放候者、於当方中、如何様之人躰候共、許容之方候者、成其咎 其地不可指置事
- 一、於洞中遠所之面々も、人返之事、岩城方申談、連々可加催促候、若 堅於難渋之上者、其間之可為覚悟事
- 一、人返之段、義舜如此相定已後、江戸領分之者引越許容之儀候者、加催促、不同心候者、可加退治事右彼六ケ条、江戸懇望之旨、自岩城任催促令同心候、上者、対他家弓矢之馳引等、洞之諸沙汰以下、義舜無二可申合事簡要候、万一但馬守父子被存疎意候者、何事於申合候共、不可有其曲候、若此旨偽候者、上二八梵天、帝釈、四大天王、日月五星七曜北辰北斗二十八宿十二星等、下二八內海外海竜王竜主堅牢地神、閻魔法(皇脱)五道大神、太山苻君、司命司禄、冥官冥衆、倶生

神、殊者日域擁護熊野三所権現幷十二所権現、九十九所王子、大峯・ 葛城両大権現、王城鎮守賀茂上下、松尾・平野・大原稲荷大明神、祗 蘭牛頭天王、北野・日吉・春日・住吉蛭児大明神、八幡三所大菩薩、 芳野蔵王権現、吉田・広田・梅宮大明神等、別而、出雲大社・伯嗜大 山・備前吉備津宮・安芸厳島・長門神宮(功)皇后・亀宮八幡大菩薩・ 九州者、宇佐八幡、彦山三所権現、天神、阿蘇、宇都大明神、近江多 賀大明神、越州気比、気田(多)大明神、賀州白山、能登石動山、美 濃南宮、伊富貴、因幡大明神、尾張熱田、信州戸隠、飯縄、諏訪上下 大明神、富士浅間大菩薩、伊豆箱根両大権現、三嶋大明神、鎌倉若宮 八幡、武州六所大明神、上野赤城、下野日光、宇都宮・涌泉大菩薩. 総州香取大明神、妙見□(大力)菩薩、奥州塩竈六所=提富田大明神、 出羽羽黒、月山、=山、湯殿、鳥海大明神、当国鎮守鹿嶋大明神、筑 波六所、息栖、大洗、静宮、佐都・鷹(高)山大明神、金砂、真弓、 花蘭二十一社、太田八幡大菩薩、□(村カ)松大明神、吉田、笠原、 水戸、早悛、国王(主)、酒戸·飯宮、摠一千五百諸大王子、河和田 八幡大菩薩、十二所権現奉始、大野稲荷処々稲荷幷築山稲荷大明神、 祇薗牛頭天皇(王)等、摠者日本国中三千七百二十余社大神祇御罰義 舜蒙子々孫々四十四続節八十三折骨、九億毛吼、毎弓箭之冥加、尽子 孫、於立所致自滅、長矢(失)名代、来世ニテハ処阿鼻大城無出期、 不可奉拝日月曜者也、仍起請文之状如件、

永正七庚午年十二月二日 義舜(血判)(花押)

江戸但馬入道殿

同 彦五郎殿

○右熊野牛王三枚ノ裹ニ書之、

〔採〕 〔八の二〕

四四 (年未詳)十月八日 山入佐竹氏義起請文 今度義舜一和之上者、対岩城、自今以後全不可存余儀候、

- 一、小野畸山城一類幷江戸但馬守一類永代相捨、義舜幷岩城同心、可加 退治候、
- 一、義舜一家披官、前々遺恨之儀候共、此和談之上、一点不可有等閑 候、

若此条偽侯者、

八幡大菩薩、摩利支尊天可蒙御罸者也、

十月八日 氏義(花押)

岩城殿

○右日光ノ牛王一枚ノ裏ニ書之、

〔採〕〔八の二〕

四五 (明応三年)八月十六日 江戸道徹通雅起請文敬白天罸起請文事

右意趣者、(岩城) 親隆幷常隆御父子江約東申神名事

- 一、義舜進退之事者、旧冬竹隠軒江申談候筋目不可有相違候、
- 一、対申総州御父子、当方仁有而存余義者、雖我々於相語族、不可致同 心候、其人躰於不可隱申候、
- 一、他家之人躰仁毎々申承方候共、対申総州御父子、存余儀方へハ不可申談候、
- 一、年内申談候緣約事、不可違篇申候、
- 一、御家風中、背御意罷越、我々於雖被憑候、不可致許容候、
- 一、於子々孫々、不可存余儀候、

此儀偽候者、蒙上二ハ梵天、帝釈、四天大王・日月諸天、諸竜王、、 天之廿八宿、地ノ三十六禽、堅牢地神、閻魔法皇、五道冥官、大山苻 君、名主、司命司禄、俱生神、特二ハ日本第一大領(権)現、熊野十二所権現、大峯、葛城、殊二ハ王城ノ鎮守、=荷、祗薗、住吉、八幡、賀茂、春日、松尾、平野、北野天神、三十番神、別而、富士浅間大菩薩、関東鎮守、伊豆、箱根、三嶋大明神、鎌倉若宮八幡大菩薩、上野赤城大明神、日光三所権現、宇都宮大明神、当国筑波権現、佐都、鷹(高)山大明神、花園七社権現、鹿嶋大明神、太田ノ八幡大菩薩、諏訪稲荷大明神、吉田、笠原、水戸大明神御罸、四十四之続節、八十三之折骨、九境ノ毛穴、毎今生ニテハ白癩、黒癩ノ成身、来世ニテハ阿鼻大城ニ処シ、無出期日月之光耀ヲ不可拝申、仍起請文之状如件、

(明応三年) 甲寅四八月十六日 江戸但馬入道(血判)

沙弥道徹(花押)

好間殿

岩城殿参

○右熊野牛王二枚ノ裏ニ之、

〔採〕 〔八の二十の二〕

- 四六 (年月日未詳)小野崎父子·江戸父子連署起請文案 対岩城、自今以後不可存余儀、条々題目之事
- 一、如去年申定筋目、無二心相守、義舜太田帰城之事、可取成之事
- 一、今度正印幷一家傍輩中へ返付所帯、少も不可有違変之事
- 一、義舜兄弟被忘岩城之志、企不儀事候者、令同心岩城、可相無正印事
- 一、岩城方江戸但馬守縁約、全不可有違変之事
- 一、岩城儀絶之方へ、此以後不可申通事
- 一、岩城不審之者、此以後不可致許容事
- 一、此以後、総州父子対両人等閑候与申人躰候者、不可隠申事 惣而、自今已後到子々孫々迄、対岩城、全不可存余義候、若此旨偽候

者、

□神名

小野崎父子

江戸父子

〔採〕 〔八の二〕

四七 (年末詳) 三月廿二日 江戸道靏通長書状

就御進退、小貫伊勢守方·同安芸守方執被申候、於後出仕之上、自今以 後不可存等閑候、殊御同名山城守方与諸事御談合候者、

摩利支尊天、八幡大ほさつ、当社(庄カ)鎖守吉田・笠原之御罸を可蒙 罷候、

巨細定春秋駿河守可申候間令略候、恐々謹言、

三月廿二日 沙弥道靍(花押)

謹上 小野畸越前守殿

[採] [八の二十の二]

四八 (天正元年か)霜月十日結城晴朝書状

尚々、祝儀幾久可申承候、

態令啓候、抑愛千代(江戸通升)殿袴着之為御祝儀、以使者申届候、千 秋万歳目出度幾久可申承候、熊迄二一荷五種進之候、誠御一例迄候、万 賀猶横倉右近口上二可有之候、恐々謹言、

(天正元年か) 霜月十日 晴朝(花押)

江戸彦五郎 (重通) 殿

[水府志料] [八の三]

四九 天正五年九月廿六日 江戸重通感状 今般於小山陣中動、依為神妙、官途任之候、謹言、 天正五年丁丑九月廿六日 重通(花押) 立原将監殿

[水府志料附録] [八の三]

五〇 (天正十六年) 三月三日 江戸重通書状

如貴札、今般義重父子出陣、一昨朔日切所被越、号玉里新城及進陣、郷村無残所打散、府中宿町計二被押詰候、玉城際へ今日猶々詰寄、無口二張陣、日夜手を可取刷候之間、一落居不可有程候、然者、従太田被申請候条、速二有御入眼、御加勢鉄放衆御弓等数百張御助力、敵味方之覚与申、於自分も御芳情不浅畏入奉存候也、当表如被存有之、義重開陣之上、自愚所も急与為代官御礼可申達候、委者従太田陣可被申候条、早々奉省略候、恐々謹言、

(天正十六年)三月三日 江戸但馬守重通(花押) 岩城(常陸)殿貴報

[佐] [八の三]

五一 (天正十六年) 卯月七日 佐竹義重書状

如来章、府中(大掾清幹)·江戸但馬(重通)守再乱、案外之儀二候、 条々御出馬、号玉里地近陣、手繁及取扱、悉押詰候、落居案之内二候、 将又安積表堺中菟角之由、無是非次第候、会津(芦名氏)当方無別儀 所、定昭光(石川)可被及注進候歟、委細猶中務大輔(東義久)可申越 候間、不能具候、恐々謹言、

(天正十六年) 卯月七日 (佐竹) 義重御判 伊達(盛重) 殿

[佐竹義重証文] [八の三]

五二 (天正十七年)四月十二日 江戸重通書状

急与申届候、仍額田へ五六日中可及調儀候、再々如申届、其口之人数足軽鉄放歩弓歩鑓人別足軽鍬取鎌持まさ切、それそれニー両人ツツ被定、

奉行無油断催促可然候、将亦中妻境目菟角之躰ニ候間、其口之人数鉄放、自今晩則二番河和田へ可被相越候、初番ニ天神林京兆催促申候、上野・長岡・大戸口之人数、只今則催促可被相越候、恐々謹言、

(天正十七年)四月十二日

江戸重通(花押)

平戸弾正忠殿

嶋田中務少輔殿

[大掾裔石川氏文書] [八の三]

五三 (天正十五年) 二月廿三日 佐竹義重・同義宣 連署書状

此度、義広(芦名)致伴罷越候、神妙之至候、如斯之上者、親子身躰之 儀相置候、乍勿論、子二候与七郎所へ、於向後弥可加懇意候、為後日一 筆成置之候、恐々謹言、

(天正十五年) 二月廿三日 (佐竹) 義重(花押)

(佐竹)義宣(花押)

太縄讃岐 (義辰) 守殿

同与七郎殿

[採] [十一の一]

五四 (天正十九年)正月廿八日 豊臣秀吉朱印状 其方分領中金山之事、被預置候条、令執沙汰、如有様可運上候、外聞儀 候間、被仰付候、猶浅野弾正少弼(長吉)·石田治部(三成)少輔可申 候也、

(天正十九年)正月廿八日 (豊臣秀吉)(朱印)

羽柴常陸(佐竹義宣)侍従とのへ

〔家〕〔十一の三〕

五五 天正十九年五月廿日 佐竹義重掟書

- 一、山尾城中門橋已下普請無油断可申付事
- 一、おちこ中居方之儀、厳密ニ相調可申事、付山尾中居之儀も可為同前 事
- 一、金役之儀、めんひなく可申付事、付新金山誰か = 成共、ほらせ可申 事
- 一、番普請如在申候者、きふく可申付事
- 一、役銭之儀申付、金所望致、八月上旬為相上可申事、付役銭不相済候者、=方めし放可申事
- 一、立山なみ木・森・林、けんみつニ相立可申事
- 一、船・かま諸役、如前々きふく相しらへ可申事
- 一、北城番之儀、無油断可申付事
- 一、喧哗口論·双方不論理非可及成敗事、付=打·双六可致法度事 天正十九年五月廿日 (佐竹)義重(花押) 田中越中(隆定)守殿

[採][十一の三・五]

五六 (天正十九年) 九月廿日 佐竹義宣書状

又先日いゝこし候鑓のゑ仁百丁あつらい申可候、ミをも二百つくらせ申可候、うるしさいけんなく入可候、其したく申可候、ねんくしらへ候てとる可候、あしく候てハ用立ましく候、町中ニおゐて金こかいいたし候もの、しろ金をうめ候てはなし候へハ、用立へからす候間、右廿人のものニよく/\申付可候、うめさせ申ましく候、とり毛ゆたんなく調申、さしおく可候、ちふんのから入の用所ニ候、

急度申遣候、治部少輔殿来月十日時分ハ、其口へ可有御出候間、俵子其外可致支度候、石田殿へ去年約束申候金子五十まい、干今かゝり候、其

をこの度すますへきよし承候間、江戸・太田分年くさいそく致、金を所望いたす可候、自分走廻候郷中も、不残きふくさいそく致可候、又来正月つくし陣へ可罷立よし、以御朱印被仰出候、人衆積之儀、五千つれへきよし二候、彼是ざうさ方ニ極候間、少も無油断可致催促候、又江戸・太田料所之儀、右之検地之分不可用立候、石田殿之衆を以なわうちをさせられ可被下候、いまの年く一ばいに可有之候、先不帰前ニ、右之年く透、少も不懸候やうニ可致催促候、謹言、

(天正十九年) 九月廿日 義宣(花押) 和田安房(昭為) 守殿

[家][十一の二・三]

五七 (天正十九年)極月廿四日 佐藤貞信・坂兵未詳隆長連署書状急度令啓侯、仍唐入之義、正月十日御治定二侯、何も不可有御油断之由侯、先立御切符を渡申候通、少も無懈怠御用意専要侯、償御請取之方へハ機吹御催促尤侯、返々相止侯なとゝ御覚悟侯てハ不可然侯、償不罷成方者、知行方可返上仕之由、従江戸被(佐竹義宣)仰越侯、如此之段、何へも可申触由にて被申越侯ハゝ、以書状申入侯、恐々謹々、

尚々、舟方之事、日限追而可被仰届之間、是又少も御油断有間布之 候、以上、

(天正十九年)極月廿四日 坂兵

隆長(花押)

佐大隅(佐藤大隅守)(花押)

(四倉下野守) 四下

御宿所

[採] [十一の二]

五八 (文禄元年)正月十九日 佐竹義宣書状

今度唐入二付、借銭之儀、無機遣可借置候、若彼者身躰相違候共、其者之知行方を以、速弁済之儀、可申付候もの也、仍如件、

(文禄元年)正月十九日 (佐竹義宣)(花押)

〔家〕〔十一の二〕

五九 (文禄元年) 五月八日 佐竹義宣書状

猶々、委細之儀者、両人之ものニーツかきをいたし、口上ニ申含侯、よく/\相たつね申可侯、又、やくせんさいそくニつゐて、かきつけさしこし侯、これを以さいそくす可侯、以上、

此度、中のほりの事さし越候、肝要候、併治部少輔(石田三成)殿より 借金候を、御催促候間、則相すまし候て、手前ニ者無之候、又則人をさ しのほせ、中のほりさしこす可候、一、去五日二太閤様へ出仕、御はお り御帷なと被下候而、殊外仕合ニて帰候、一、諸勢御人衆、先々へ日々 被相渡太閤様ニも夏中ニ可有御渡候由御意候、左候者、自分之儀も御 さきへわたる可候、たとへ高麗へわたり候共、こゝもとよりハかうら いまて、舟の上三日ニ侯間、中のほりニさし越侯ものも、高麗へ可為自 由候間、少も無油断、切々あいのほせ可候、爰元之儀、万事ざうさかた にきわまり候、身上之是非にて候間、ざうさかたいかやうにも調をい たし、かうらいまてもさしこす可候、又高麗へわたり儀者、干今爾与ハ 不知候間、わたらさる事も可有之候、一、大くほ、せややく金の事、せ やへ五ツ大くほへ三ツ、引わけあらためて可申付候、其をとかくわひ 事申候ハゝ、山をめしはなし、ほつこをしらへ、検使を付、ほらせ申可 候、一、ふうない、南郷、部垂に、けんしをつけ、ほつこ一人まへより、 金二ふつつもやくを取可申候、かなておろし候事ハ無用候、たゝやく をかけとり申可候、其上にも代物をおろし、ほりはにて其時の称に所 望可仕候、何篇けんしニきわまり候、けんみつなるものを申つけ可候、

それニもよこめをつけ、わたくし候ハゝ、こゝもとへ申こさす候ても、 成敗仕可候、何事もこゝもとより以直判いゝこささる儀ハ、ほんにい たすましく候、何事もきつかいなく申つけ可候、一、ひかし山りう所に て、あたらしく金をほりいたすよし肝要候、是へも三人ほとけんしを つけ候て、けんみつニほらせ可候、やくの儀ハかねのいてやうニより て、やくくわふんニあて可候、一、こゝもとへめしつれ候供衆とも、当 年計之仕度にて候間、又そこもとニ居候諸在郷奉公のもの、水戸、太田 ハ勿論、諸さいく以下まても、三ケーをさいそくいたし、八月ハのほせ 可候、供衆共も、こゝもとニおゐてはいふんす可候間、此度ハ皆以手元 へあつめ候て、金をのほせ可候、もし其内ニもすましかね候もの候ハゝ、 知行めしはなし、秋さくをおさへ、直百姓のかたへとり申可候、如此之 儀も、こゝもとへたつね候へハ、上下七十日計二候間、其元におゐてあ てかい候て、可申付候、陣中へわひ事申候と申候もの候共、直判候ハす ハ、ほんニいたすましく候、幸北城其元ニ御座候間、万事請御意候て可 申付候、一、爰元へ供仕候ものゝ内にも、郷中走廻候ものゝかたへハ、 こゝもとにおゐてもさいそく候間、留守之ものにもきふく申付、ねん くとゝのへ可候、一、右之書中之通、一度よみ候てハかつてんいぐまし く候、二度も三度も重喜(岡重喜斎)によませ候て、よく分別いたし、 如書中可申付候、謹言、

(文禄元年)五月八日 義宣(花押) 和田安房(昭為)殿

[家] [十一の二]

六O (文禄元年) 七月五日 佐竹義宣書状

猶々、こゝもと御陣之儀者、御越年ニ相究候間、しわす皆納皆以いた し候様ニ可申付候、以上、 五月廿日之書中、七月二日なこやにて披見候、この表之儀、追日太閤さまおほしめすことくに候、かうらいの事も悉相済候、今御仕置迄にて候、高麗の帝王御身上為御佗言、二三日中、此表へ被為打越候由候、一、分国中無何事候哉、肝要候、仍中のほりさし越候、祝着候、此上尚以可相挊候、然者、郷中政所不相済候哉、百姓者過半者相すましたるへきを、政所の者すますましく候与推量候、さし越候かゝりの日記、好々披見候、すましたる者共祝着之由、よく/\申きかす可候、郷中もよき所走廻、其上手前も有之、不相済者ニハ、なにさまかへりの上、一途可及御礼候、日記の透すまさる躰不及是非候、猶々きふくさいそくいたし、其上無調の者をハ、こゝもとへ不及到来候而も、北城へ申候而、すみやかに可致成敗候、其上又、其身まへをもにやわぬ取扱申候と申者候者、則こゝもとへ可及到来候、万事こゝもとへ申越にも不及候、幸北城其元ニ御座候間、可得御意候、自爰元も北城へもよく/\申越候、猶一ツ書を以、両人之者ニ申遺候、謹言、

追而、郷中百姓共、年貢不相済候者、一郷も二郷もめこ同然ニはた物ニあけ候て、其郷中はう所ニいたし候ても、くるしくあるましく候、又とかく無汰をいたしたる取沙汰をもすへく候間、是又、見合ニ成敗いたす可候、なに事もこゝもとへ申こし候而ハ遅候間、よく/\分別いたし、如何様ニも可申付候、以上。

(文禄元年) 七月五日 義宣(花押)

和田安房(昭為)守殿

[家] [十一の二]

六一 (文禄元年) 九月十八日 佐竹義宣書状

便之間申遣候、爰本の儀無何事候、可心易候、高麗之儀ハ近日ハ樫与便も無之候間、一向無其聞候、一、無際限陣ニて候間、造作不大形候、

急度中登可為相上候事、一、水戸普請之儀、無油断可申付候事、一、 鑓三百挺新敷可致之候、みをハ太原にいつもの数やりのことくつく らせ可候、柄ハ弐間之中柄、いつものことく、まろくくろく、さやも 其本に候朱柄のやりのさやのことくに可申付候事、一、矢のねも、余 のくろかね細工をあまたあつめ候て、為造可候、是ハ数ねにて候間、 なりハけんざきに、数の儀ハいかほとも、留主中たへす可為造可申 候事、一、鉄放其外兵具共のさび、無油断とらせ申可候、一、門橋の 道具なとも、もて山共(木脱カ)たふニて候、今日申付、沢山にとら せ可候、板をも沢山にとらせ可候、はしいたハ三間板、其外七尺の板 をたくさんにとらせ可候、是ハ家造の用にも入可候間、多用所たる 可候、材木とりの儀ハ、追而可申遺候事、一、度々申遣ことく、鉄放 留、人のうりかい、はくち、けんくわ、よく畳字法度可申付候、喧喋 はたか者成共、見合ニ双方成敗いたし候へと、能々町へ可申付候、謹 言、

(文禄元年)九月十八日 義宣(花押) 和田安房(昭為)守殿

〔家〕〔十一の二・三〕

六二 (文禄元年) 霜月八日 佐竹義宣書状

追而、こゝもとに番匠すくな候(本ノママ)、よき番匠を三人申付、可指越候、へた番匠ハ不入書ニ候、両人のたいく者無用ニ候、又しろ金おりへ子共申付、可指越候、以上、

一、来春渡海ニ付而、二月上旬ニ爰元へ参着候やうに、さいかうの者なり共、きんしんの者成共、かちにて中間一人めしつれ参候やうの者、 十人申付可指越候、此者之儀ハ算用なとをも致、又少之夫をもいたし候やうの者を調候て、可申付候事

- 一、太和田あふみさしこす可候、是者一騎にて人ヲ十人めしつれ可参 候、武具をは爰元にて可被遣候、のり馬ほろ計したて可申事
- 一、手前之知行分之とをり、むねへつか田銭かとる可候、西方一家中北、東、南、爰元ニ在陣之者抱ハ無用ニ候、手前之知行分一騎のかい、諸寺家、南郷、保内、太田領、水戸領、部垂、大くほ、染高倉、とうの、野口、行方、無残所相とらせ可候、まへ年とり候時分、いつれの奉行之者共わたくしをいたし候由候、洞者つまり候て、手前へいとらす候へハ、奉行之者徳分はかり成候、此度之儀者、人ヲゑらひ、家赦免いたすましく候、又少もわやくいたすましく候由、れん判を以せい書をいたさせ候て、とらせ可候、其上尚目付を付候て、好々可入念候、其元大小仁手詰たる可候へ共、来春渡海之間、無拠まゝ申付候、謹言、

(文禄元年) 霜月八日義宣(花押)

和田あわのかみ(昭為)殿

[家] [十一の二]

六三 (文禄元年) 十二月廿日 佐竹義宣書状

猶々、先日申越候ふるうち山・塩こやま、よき山二候や、内々手元よりも札をたて可族へ共、しほごやまハ太山方かゝへ二候間、いかん二候、さて又、めたときられさるやうにと、こゝもとにて太山方へ申断候、ふるうちもめたときらさるやう二、そこもとよりきふく可申断候、以上、

態申遣候、爰元之儀、無何事候、来春之御渡海ニ相究候、近日ハ高麗之儀、一円無其到来候、先達も如申遣、給人三ケー又諸細工やう所候間、 所務等少も無油断さいそくいたし、可及其調事肝要候、高麗入之船之 支度、其外無際限用所共ニ道作さいけんなくいり候間、少も其元にて 之調油断いたし候てハ不可有其曲候、将亦、夏中於爰元、竹原方越度 候、おやの儀ハ煩与云、又子共之儀ハ若輩与云、只今之御軍役上様より きふく被仰付候ニ、両人なから軍役せられさうにも無之候間、先以知 行等子共幼少之公儀者(本ノママ)かり置可候間、竹原へも書中を先立 此成二申断、是非之あいさつこゝもとへ不申越、則より所務等申付可 候、其身之所迄、別帋ニ書中こし候間、其書中を竹原へハみせ可候、此 書面ハ無用候、竹原へ山懸信濃守申付候而、しかと指置、ねんくあいす み候様ニさいそくいたす可候、又其下にて使なといたしさうのものを、 三人ほと信濃守へさしそへ候て、しかと可指置候、少も無手延徳用相 すみ申候様に可申由、山懸信濃守ニも申付、可指越候、竹原之儀ハ竹原 ニハさしおき事無用ニ候、水戸近辺在郷敷水戸之町中ニ成共可指置候、 さて又堪忍分之儀ハ、かへりの上二つけ置可候間、其義可申断義尤俣、 □ (年カ) 内使をも可指越候へ共、人も無之候間、脚力をさしこし候、 よく/\書中見分候て、竹原へも可申断候、一、川井右馬助無届之儀を いたし候間、手元相拂候、彼知行に其身政所いたし、所務等可申付候、 此所務之儀ハさし出を七十五貫二いたし候間、先以此とをりさいそく、 おさめさせ可候、一、馬こゝもとニ無之候間、よき馬を三疋かさねて人 ののほり候とき、必々さしこす可候、一、舟子も石田殿へ七十人御かり 候て、いまに御かへしなく候間、来春御渡海ニて、一円急罷成候ハゝ、 十五人重而人ののほり候とき、さしそへさしこす可候、こゝもとへめ しつれ舟子ハいつれもわろき舟子ニ候、自分ニ舟をももち候て、たん れんいたし、はしらにもなるへきものを、さいそくいたす可候、水戸太 田はまへ、はまにより候て、人かすをも可申付候、舟子こゝもとへあま ためしつれ候間、留守中ハ肴日々さいなとあけ候事、留守中は不入事 ニ候間、其用捨ニも申可候、一円ニ用捨ハ無用候、少々用捨を可申候、 一、しろかねざいに、ほり江か子、又よし田番匠三人、ゑさし一人、急 度さしこす可候、一、たてにをき候からうす、重而之便二さしこす可候、ちいさきをこす可候、よく/\いゑをさしそんしす候やう二いたし可申付候、夫もそこもとより可来候間、其もの二せおハせ候てこす可候、一、こゝもとよりも夫両人かけ落候、一人ハくにいの夫、一人ハおつゝみの夫かけ落候間、其元へ罷越候者、則せいはいいたす可候、せいはいいたしても、いたさす候ても、別の夫を申付、正月ハさしこす可候、夫の来候も舟子の来候も、其身計こしいそ(本ノママ)於路次中日からをくり申可候間、中間なと之来候二さしそへ候か、又近江守なと来り時か、たしかなる者二さしそへ、さしこし可候、とうここへられ候へと先達申遣候、もし煩なとにてまいる事なり候ハすハ、かういんをさいそく、さしこす可候、大概のわつらいに候者、とうこを申付さしこし申可候、謹言、

(文禄元年) 十二月廿日 義宣(花押)

和田安房(昭為)守殿

[家][十一の二・三・五]

六四 文禄二月十四日 豊臣秀吉朱印状

文禄弐年二月十四日 (豊臣秀吉)(朱印)

南関城

留守居

[佐][十一の二]

六五 (文禄二年)二月廿九日 佐竹義宣書状

猶々、桃源へ申候、陣中茶之湯之はやる事不成大形候太閤様なとハー月ハ御しろニハ御入候ハす候、方々へ之御成に候、自分なとにも似合に方々へすきにて罷越候、まつつほなとも廿余見申候、又すきをも猶けいこいたし候間、関東ニおゐてハー之すきしやたる可候間、それかしまへなとにてハ、茶とも湯共、其方なとハロハあかせ申ましく候、たゝ/\きさーかゝり御すきある可候、以上、

便之間申遺候、此表無何事候、高麗之儀も無事なとゝ風聞候、併干今相澄事者無之候、度々如申遺候、当春ハ御渡海ニ相究候間、中のほりの義少も油断いたすましく候、料所方々之年貢之儀、引詰さいそくいたす可候、又普請三月より申付いたす可候、人見主膳所ニ置候つゝみのどう、重而中便ニ大小共さしこす可候、大つゝみハまき絵うり(本ノママ)にて候、こつゝみハまき絵たんほゝにて候、こつゝみハかわをもさしそへ可指越候、大つゝみハどう計可指越候、又館ニ笛可有之候間、よく/\たつね候てさしこす可候、又しゆせん所ニも笛ーくわん候可候、其をもさしこす可候、たんほゝのどうハしゆせん所ニ無之候者、宗叱所ニ可有之候太閤さま日々之御能ニ候間、陣中乱舞はやり候、何もとしより共ハ狂言をいたし候間、其身之儀も狂言をけいこいたし候て、狂言いたす可候、狂言あいてにハ、桃源、重喜、小貫伊賀なと可然候、程言いたす可候、狂言あいてにハ、桃源、重喜、小貫伊賀なと可然候、是も唐へ渡候て、無何事かへり候者、於国元能興行之ねかひ迄候、何事ニおゐても、諸法度以下無油断可申付事尤候、謹言、

(文禄二年) 二月廿九日義宣(花押)

和田安房(昭為)守殿

[家] [十一の二・三十二の二]

六六 (文禄三年)霜月三日 東佐竹義久書状

其元へ御検地衆漸被打越候歟、先立安嶋隼人指越候間、萬談合可然候、

御検地出目之事ハ、何田前之儀候間、其分別尤候、田畠以下其外境目之 儀、少も不隠候様、地下百姓ニ堅可被申付候、聊も有私ハ、以来屋形様 = 可為御調候間、其心得専一ニ候、恐々謹言、

(文禄三年) 霜月三日 義久(花押)

小田野備前守殿

高根美作守殿

[家][十一の四]

六七 (文禄四年か) 十一月十五日 岩城能化丸貞隆書状 以上

急度以脚力申届候、仍富領中御検地付而、寺織けん使相越被申候、因之一ツ書相越候、郷村中早々可被仰觸候、近日奉行可相越候条、諸事不可有油断候、恐々謹言、

(文禄四年か) 十一月十五日 (岩城) 能化丸

四倉下野守殿

(上包二)「四倉下野殿 従館」

「採〕「十一の四〕

六八 (文禄三年か) 卯月廿四日 佐竹義宣掟書

- 一、代物之事、所々上銭厳密ニ可相調事
- 一、新銭・欠銭・われ銭厳密相調へき事
- 一、悪銭とり候者、取手のかたへ返しおくへき事付、京都へとも衆並人 足の家迄、むね役可取事

以上

(文禄三年か) 卯月廿四日(佐竹義宣) (黒印)

[採] [十一の三]

六九 (慶長五年) 七月廿六日 佐竹義宣書状

急度申遣之候、其口兎角ニ付而、屋敷之躰如何様ニ候哉、単ニ無心許候、何様ニ成とも、秀頼(豊臣)様御座被成候所ニ被有付候やうに可申候、正助ニ申付候て、葉茶つほ皆もち下候事無用ニ俣、いかやうにも長井新三所にてつめ候壺、上林所にてつめ候はなまつほをもち候て、下候やうに可申付候、伏見ニ指置候たか共、ふつしつ候哉、くハしく可申越候、いまた有之事ハ助兵衛ニ申付ゑをかハせ、いかやうにも其元ニさし置尤候、重而人を可指上候、又うへ(豊臣秀吉)さまより被下候雪の絵、広瀬出雲ニあつけ置候、これをとりて古田織部へわたし候可候、又金五十五枚さし上候、二条之宗意なと談合候て、判金ニかへ候て、古田織部へ遣候へく候、失念候ましく候、恐々謹言、

(慶長五年) 七月廿六日 義宣(花押)□(黒印)

太縄讃岐 (義辰) 殿

〔採〕 〔十三の一〕

七〇 (慶長六年か) 卯月廿八日 佐竹義宣書状

返々、城之番之事、沢(河)井伊勢、太和田近江なと申付侯て、毎日相しらへ可候、以上、

昨日、諸国之諸商人目安之佗言之儀、いつれも合点候間、今日=ハ役以下俵別之事、壱分用捨候間、六分とり可申候、跡々取候通をハ、其分ニ可申候、今日=右之分ニ可申付候、又切手なとも申来次第早々相済候様ニ可申付候、謹言、

(慶長六年か) 卯月廿八日 義宣(花押)

和田安房守殿

[家] [十一の三]

七一 (慶長七年か)正月二日 佐竹義宣書状 来廿日より、三戸之普請申付候、拾九日二人夫慥奉行被相登、廿日よ り、普請可被致之候、百石二三人役二候、恐々謹言、

(慶長七年か)正月二日 義宣(花押)

(北義憲) 又七郎殿

[家][十一の三十三の二]

- **七二** (慶長七年)正月十三日 田中隆定金子算用状 寅正月十三日
- = (朱印、以下同じ)
- 砂金 十四枚 御借金之もとこのふん

(朱印) 此内、大くほ 八まい

(朱印) 此内、部垂上 三枚

(朱印) 此内、保内上 三枚

砂金(朱印) 弐枚(大くほ) (御台様之)毎月御雑用之分

同(朱印) 弐枚(部垂上) 萬御用之分

同(朱印) 弐両 御台様御蔵之分うしろのとしのふん

同(朱印) 七両 いその新右衛門御きりふ

同(朱印) 四両 理作御きりふ

同(朱印) 四両 善左御きりふ

以上

〔採〕〔十二の二〕

七三 (慶長七年頃か)田中隆定諸品注文覚 田越あつらへもの(田中越中守隆定)

(是ハ又五郎所ニてたのみ申度侯

- 一、わん廿人まへ、つほ皿ひら皿・引物皿廿人まへ、重箱一箱、くわし はこ三ツ、めしつきふたつ、同しやくし二ほん、
- 一、くらのした地一くちのほせ申候、地あか方ニ高まき絵ニ仕度候、も

んの儀ハ可然様ニ与五郎方へ被仰合瀬入候、

- 一、丹後つむき壱たん、
- 一、ひろうどう五尺、いろあかく候を、右之分二砂金(朱印)五両のほ せ申候、
- 一、まつほの砂金壱枚(朱印)弐両のほせ申俣、 以上、可然やうニ御計頼入候、

〔採〕〔十二の二〕

七四 (慶長七年) 五月十五日 佐竹義宣書状

先達、大和田近江守(重清)を以如申遣、諸牢人扶持相放可申候、又譜 代之者ニ候共、扶持方引候通ハ一円ニふち方下候事無用候、干今最上 にてなに程高を被下候と仰出者無之候間、定而替地小分ニ可出候間、 五十石百石取之給人又諸在郷手分之給人ハ、召連候事者なるましく候 間、荷物以下南郷へ相除候事も無用候、如形ともをもいたすへきもの 計、南郷へのけさせ可申候、南郷者にもつののけ所ニ内府様(徳川家 康)より被仰付候間、其分ニいたす可候、少つゝ之給人ハ其儘居候て、 百性ニなり候共、又主人を取申候共、手前/\之分別ニ可申候、出羽へ めしつれ候給人ハ、知行之高きゝとゝけ候ハゝ、書付を以、追而可申遣 候、知行之高仰出次第二、小貫大蔵(頼久)を可指下候、具其時可申遣 候、鑓なと多候て、もかみへのけられす候ハン、江城へ四五百丁も可遣 候、又城ニも二三百丁も指置候て、城うけ取衆へ可進之候、弓、鉄炮之 儀者、のこりなく南郷、江戸へ可遣候、其外くらにある道具しらへ候 て、用立候通をハ江城へ可越候、ごくだゝす候からゑほぐせき以下、や きすて候て、くらをもさうじいたし可指置候、又只今迄之くら入、所務 之通、百性と政所との引合を仕済しとをりハ、何も相調とる可候、成程 夏ねんくのとをりをも取候て見可申候、又百性へも取候分之切手を可

相渡候、以来先納之むつかしくなき様ニ可申候、又こゝもとにてもの 過分ニ申候、是をすますしてハ下もなり候ハす候間、調次第ニ成程相 調、たしかなる者をさしのほせ可候、其元御検使ニハ島田次兵衛と花 房助兵衛下候、爰元五三日之内可相立にて候、城ニ指置候兵子之儀者、 其分ニふうを付可指置候、引かへにもなにとそ可申由、次兵衛被申候、 又在々境目ニ在之兵子ハ、かいてさへ候ハゝ、やすくもうり可申候、是 も所望候者無之候者、ふうを付候てしらへ可指置申候、又行方ニある 兵士ハ、今之□(刻カ)舟にて成程江城へ可指遺候、是も不成をハ、行 方之舟付ニ何方へも相集可指置候、恐々謹言、

(慶長七年) 五月十五日 義宣(花押)

和田安房(昭為)守殿

[家][十一の三十三の二]

七五 (慶長七年) 六月廿日 佐竹義宣書状

此般国替二付而、遠路以御使僧承候、本望之至候、仍先達も如申越、常陸諸寺家之儀、秋田御越之儀、堅御無用ニ而候、遠境与云、其上少分之身上与云、一とをり之御届も御無用ニ而候、畢竟我等迷惑之儀ニ候、其儘常陸御残最(尤)候、巨細使僧可被申候、恐々謹言、

(慶長七年) 六月廿日 義宣(花押)

宝鏡院

[家][十三の二]

七六 (慶長七年) 七月五日 田中隆定書状

先書如申候、太田之御城上衆へ被相渡、八槻二御滞留候、花房(道兼) 殿・次兵(島田利正)へ殿御意見を以、江城(江戸)へ御出可被成由、 御支度候処二.京都御菟角之由候て、本田佐渡(本多正信)殿へ花房 殿・次兵へ殿御帰候間、三戸・太田へ参候上衆太形罷除候而、先以御 遅々被成候、其元無御心元由御意候、委被仰越尤候、右如申候、其方女 房衆も八槻二御座候、可御心安候、恐々謹言、

(慶長七年) 七月五日 田中隆定(花押)

追而申候、太田を御出候て以来、拙者女房相煩候て、一昨夕越度申 候、拙者之取乱御察候へく候、

石修(石井修理)

へ参

小兵

[採][十三の二]